

令和5年度第6回 日南町農業委員会総会会議録

招集年月日	令和5年9月11日(月)			
招集場所	日南町役場 第2会議室			
開会時間	9時00分	閉会時間	10時41分	
出席委員	番号	氏名	番号	氏名
	1番	足立福子	8番	糸田川啓
	3番	木山篤志	9番	福田英夫
	4番	嶋川克寿	10番	梅林操
	6番	塩見真由美		
	7番	足立進也		
出席推進委員	日野上	倉光伸也	多里	新田和之
	山上	坪倉幹也	石見	丸山栄人
	山上	妹尾重寿	石見	難波豊治
	阿毘縁	岸幸利	福栄	山本昌樹
	大宮	藤原恵司		
欠席した委員	2番	天崎直幸		
議事録署名委員	7番	足立進也	8番	糸田川啓
出席した職員	事務局長	高橋裕次	主事	山田祐志

日程及び提出議案の題目	
1. 開 会	
2. 挨拶	
3. 議事録署名委員選任	
4. 報告事項	
報告第1号	農地法第18条第6項の規定による届出について
報告第2号	利用権設定に係る軽微な変更について
5. 議 事	
議案第1号	農地法第2条第1項の規定による申請の決定について
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号	農業経営基盤強化促進法第18条に基づく利用集積計画の決定について
議案第4号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3号の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画案の意見照会に対する回答について
議案第5号	日南町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について
6. 協議事項	
協議第1号	移動農地銀行の開催について

7. そ の 他	
8. 閉 会	

開 会	高橋事務局長	<p>おはようございます。定刻より若干早いですが、予定しておられる委員の皆様お揃いになりましたので、只今より令和5年度第6回日南町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>開会にあたり、欠席者のご報告をいたします。本日、天崎農業委員が所要のため欠席届が出ております。</p> <p>では、梅林会長よりご挨拶を頂戴いたします。</p>
挨 拶	議 長	<p>皆様おはようございます。農水省は先月31日、23年産水稻の8月15日現在の作況指数を発表しましたが、34都道府県が99から101の平年並みで、鳥取県も平年並みでした。やや良は北海道、福島県などの5県、やや不良は広島県や山口県など7県で、東日本は概ね平年作と発表しました。JA鳥取西部農協は令和5年産米の概算金をコシヒカリで昨年より850円高の6,400円と発表しました。詳細はお手元の価格表をご覧ください。</p> <p>また、台風7号は鳥取県東・中部に多大な被害が発生しました。被害を受けられました皆様へお見舞い申し上げ早急の復旧が望まれるところです。鳥取県の農業被害は30億とも40億ともいわれています。</p> <p>次に、先月の農地パトロールご苦労様でした。丁度台風接近と重なり日程変更された地区もあったと聞いていますが、毎日あの炎天下の中大変でした。慣れないタブレット使用で何時もとは違うはかどらない農地パトロールであったと思います。ある地域では地域の約半数近くが不耕作地になりつつある地域があります。農家の高齢化は1年ごとに進んでいきます。そういった地域は中山間直接支払制度や多面的機能支払制度の有意義な活用が損なわれているように思い、今後の地域計画に難題がのしかかってくるように感じられます。以上を申し上げて令和5年度第6回 日南町農業委員会総会を開催いたします。よろしく願いいたします。</p>
議事録署名 委員選任	議 長	<p>日南町農業委員会会議規則第30条の規定により、議長が指名するとし、7番 足立進也農業委員、8番 糸田川農業委員を指名した。</p>
報告第1号	議 長	<p>続いて報告事項に移ります。報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について事務局お願いします。</p>
	主 事	<p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出についてです。資料1頁からになります。本日21件の合意解約の届出が出ております。</p> <p>番号1、農地の所在地が△△××番地の田が1筆、面積が3053㎡、貸付人が△△市の〇〇〇さん、鳥取県農業農村担い手育成機構を通じて借受人が□□□株式会社、令和7年2月28日までの契約期間ですが、解約後、鳥取県担い手育成機構を通じて□□□株式会社が耕作予定です。こちらは以前、地権者が変わっておりますが、以前の地権者で契約している内容を解約するものです。</p>

	<p>番号 2、農地の所在地が△△×××番地の他合計 4 筆、面積合計が 3914 m²、貸付人が△△市の〇〇〇さん、鳥取県農業農村担い手育成機構を通じて借受人が一般社団法人□□□、令和 14 年 12 月 31 日までの契約期間ですが、解約後、新たな所有者が鳥取県担い手育成機構を通じて一般社団法人□□□が耕作予定です。こちらは所有権移転による解約です。</p> <p>番号 3、農地の所在地が△△×××番地の他合計 9 筆、面積合計が 9845 m²、貸付人が△△市の〇〇〇さん、鳥取県農業農村担い手育成機構を通じて借受人が△△の〇〇〇さん、令和 8 年 12 月 31 日までの契約期間ですが、借受人と転貸人の合意解約になります。解約後、鳥取県担い手育成機構を通じて□□□株式会社が耕作予定です。</p> <p>番号 4、農地の所在地が△△×××番地の他合計 2 筆、面積合計が 1189 m²、貸付人が△△市の〇〇〇さん、鳥取県農業農村担い手育成機構を通じて借受人が△△の〇〇〇さん、令和 8 年 12 月 31 日までの契約期間ですが、借受人と転貸人の合意解約になります。解約後、鳥取県担い手育成機構を通じて□□□株式会社が耕作予定です。</p> <p>番号 5、農地の所在地が△△×××番地、田が 1 筆、面積が 783 m²、貸付人が△△市の〇〇〇さん、借受人が△△の〇〇〇さん、令和 8 年 12 月 31 日までの契約期間ですが、解約後、鳥取県担い手育成機構を通じて□□□株式会社が耕作予定です。</p> <p>以下、番号 19 までは△△地区の相対の契約を解約し、鳥取県農業農村担い手育成機構を通じて□□□株式会社が耕作予定です。</p> <p>番号 20、農地の所在地が△△×××番地、原野が 1 筆、面積が 208 m²、貸付人が△△の〇〇〇さん、鳥取県農業農村担い手育成機構を通じて借受人が□□□株式会社、令和 17 年 12 月 31 日までの契約期間ですが、解約後、原野として管理予定です。こちらは 7 月総会の促進計画で上げておりますが、基盤整備対象外ということが判り、解約するものです。</p> <p>番号 21、農地の所在地が△△×××番地、田が 1 筆、面積が 2127 m²、貸付人が△△の〇〇〇代表相続人 〇〇〇さん、△△の〇〇〇さん、△△市の〇〇〇さん、鳥取県農業農村担い手育成機構を通じて借受人が〇〇〇さん。こちらは 3 人の共有名義農地となっておりますが、〇〇〇さん、〇〇〇さんの持分放棄により共有名義での契約を解約し、〇〇〇さん単独名義での契約に変わるものです。以上です。</p>
議 長	<p>報告第 1 号についてご質問、ご意見がございますか。</p> <p>(3 番 木山農業委員挙手) 3 番 木山農業委員。</p>
木山農業委員	<p>合意解約については基盤整備事業にかかるかと思いますが、次の契約期間というのは。</p>
主 事	<p>新たな契約の期間ということでよろしいでしょうか。新たな契約については議案第 4 号で記載しておりますので、そちらで説明をさせていただきます。</p>
議 長	<p>報告第 1 号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので</p>

		次に移ります。
報告第2号	議長	報告第2号 利用権設定に係る軽微な変更について事務局お願いします。
	主事	<p>報告第2号 利用権設定に係る軽微な変更についてです。資料は13頁からです。</p> <p>申請番号1、農地の所在地が△△×××番地の他、田が4筆、貸付人が△△の〇〇〇さん、鳥取県農業農村担い手育成機構を通じて借受人が□□□株式会社、賃借料、契約期間の変更で、水張反当◇◇◇円から使用貸借契約に、令和17年3月31日までに変更されます。議案の資料では令和15年となっておりますが、令和17年です。資料の訂正をお願いします。</p> <p>申請番号2、農地の所在地が△△×××番地の他、田が3筆、貸付人が△△市の〇〇〇さん、鳥取県農業農村担い手育成機構を通じて借受人が□□□株式会社、賃借料、契約期間の変更で、水張反当◇◇◇円から使用貸借契約に、令和17年3月31日までに変更されます。議案の資料では令和9年1月12日となっておりますが、令和17年3月31日までです。契約期間が18年2ヶ月です。資料の訂正をお願いします。</p> <p>申請番号3、農地の所在地△△×××番地の他、田が3筆、貸付人が△△の〇〇〇さん、鳥取県農業農村担い手育成機構を通じて借受人が□□□株式会社、賃借料、契約期間の変更で水張反当◇◇◇円から使用貸借契約に、令和17年3月31日までに変更されます。</p> <p>申請番号4、農地の所在地が△△×××番地の他、田が5筆、畑が2筆、原野2筆、貸付人が△△の〇〇〇代表相続人 〇〇〇さん、鳥取県農業農村担い手育成機構を通じて借受人が□□□株式会社、相続による地権者の変更、賃借料、契約期間の変更で、物納全体◇◇◇kgから使用貸借契約に、令和17年3月31日までに変更されます。</p> <p>申請番号5、農地の所在地が△△×××番地の他、田が2筆、貸付人が△△市の〇〇〇さん、鳥取県農業農村担い手育成機構を通じて借受人が□□□株式会社、賃借料、契約期間の変更で、物納全体◇◇◇kgから使用貸借契約に、令和17年3月31日までに変更されます。以上です。</p>
	議長	報告第2号についてご質問、ご意見がございますか。 (事務局 挙手) 事務局
	高橋事務局長	若干補足説明をさせていただきたいと思います。先ほど、報告1号第18条第6項で説明した内容と報告2号軽微な変更の△△地区の契約の解除、契約の変更についてですが、初めに□□□株式会社につきまして、すでに皆様ご承知のことと思いますが、旧株式会社□□□の名所変更による事業者です。□□□株式会社は△△地区を中心とした担い手となっただいております。△△地区にはその他の担い手の方もいらっしゃいますが、現在△△地区の基盤整備事業が進められています。今年度の作付けが終わったのちに、部分的に基盤整備がすすめられ、複数年かけて事業が行われる予定ということで、県から伺っています。

		<p>今回、基盤整備により、農地の集積をどのようにするか、地元で協議をしていただきその中で一番中心的になられます、□□□株式会社が管理をしていただけという方向で地元協議が概ねまとまりました。従前の契約をすべて□□□株式会社に農地集積を行うことになりました。ご了解お願いいたします。以上です。</p>
	議 長	<p>報告第 2 号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので報告事項を終わります。</p>
議案第 1 号	議 長	<p>続いて議事に移ります。議案第 1 号 農地法第 2 条第 1 項の規定による申請の決定について事務局お願いします。</p>
	主 事	<p>議案第 1 号 農地法第 2 条第 1 項の規定による申請の決定についてです。資料 15 頁からです。本日は 1 件の非農地申請があります。</p> <p>申請番号 1、農地の所在地が△△×××番地の他合計 13 筆、面積合計が 2910 m²、所有者が△△県の〇〇〇さん、非農地の事由として 20 年以上耕作しておらず、今後も活用の予定はない。備考として農地付きの空き家を売買するものですが、写真で見てもわかる通り耕作できる状況ではないと判断し、非農地申請を行うものです。資料 16 頁から位置図、中間図、切図、現地確認写真をつけております。ご確認お願いいたします。以上です。</p>
	議 長	<p>議案第 1 号について説明が終わりました。農地部会からご意見がありますでしょうか。</p> <p>(3 番 木山農業委員 挙手) 3 番 木山農業委員。</p>
	木山農業委員	<p>購入される方も家庭菜園等されるかどうかということでしたが、活用されないということでしたので、非農地で問題ないと思います。</p>
	議 長	<p>議案第 1 号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので採決に移ります。議案第 1 号について賛成の方の挙手を求めます。</p>
		<p>(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、議案第 1 号は承認された。</p>
議案第 2 号	議 長	<p>議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局お願いします。</p>
	主 事	<p>議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてです。資料 25 頁からです。本日は 2 件の所有権移転の申請があります。</p> <p>申請番号 1、農地の所在地が△△×××番地の他、合計 6 筆、面積合計が 4433 m²、譲渡人が△△の〇〇〇さん、譲受人が△△の〇〇〇さん、贈与による所有権移転です。7 月の農地部会で事前協議をさせていただいており、3767、3768、3827、3828 番地は先ほどの合意解約で解約しているところです。新たに〇〇〇さんから鳥取県担い手育成機構を通じて一般社団法人〇〇〇と契約を行います。26 頁から町内位置図、中間図、現地写真をつけております。場所としては□□□店から県道△△線を少し入ったところになります。畑の部分は現在原野状態となっております。</p> <p>申請番号 2、農地の所在地が△△×××番地、畑が 1 筆、面積が 201 m²、譲渡人が△△市の〇〇〇さん、譲受人が△△市の〇〇〇さん、贈与による所有権移転です。8 月の農地部会で事前協議をさせていただいております。</p>

		31 頁から中間図、位置図、現地写真をつけております。譲受人の〇〇〇さんは△△市にお住まいですが、△△にご両親がお住まいで、〇〇〇さん自身も頻繁に帰って農作業をされていると伺っております。以上です。
	議 長	議案第 2 号について説明が終わりました。申請番号 1 について農地部会からのご意見がありますでしょうか。 (3 番 木山農業委員 挙手) 3 番 木山農業委員。
	木山農 業委員	申請番号 1 について現在も水田として耕作管理が行われていますので、問題ないと思います。一部畑が原野となっているところについては耕作できる状況ではないと思いますが、今後、〇〇〇さんが管理を行われるそうです。
	議 長	申請番号 1 についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので、次に申請番号 2 について農地部会、地元委員のご意見がございますか。 (8 番 糸田川農業委員 挙手) 8 番 糸田川農業委員。
	糸田川 農業委 員	失礼します。申請番号 2 について現地確認の際に事情も伺っております、先ほど、事務局から説明がありましたが、高齢のご両親が△△地区にお住まいです。〇〇〇さんは△△市から農作業をしに帰ってこられています。こちらの農地は〇〇〇さんのお宅の近くの農地ということで、一緒に管理をしてほしいということで、贈与での所有権移転の申請がありました。きれいに管理されておられますので、多里地域としても問題ないと思います。以上です。
	議 長	議案第 2 号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので採決に移ります。議案第 2 号 申請番号 1 について賛成の方の挙手を求めます。
		(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、議案第 2 号 申請番号 1 は承認された。
	議 長	議案第 2 号 申請番号 2 について賛成の方の挙手を求めます。
		(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、議案第 2 号 申請番号 2 は承認された。
議案第 3 号	議 長	議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条に基づく利用集積計画の決定について事務局お願いします。
	主 事	議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条に基づく利用集積計画の決定についてです。資料 35 頁からです。37 頁に利用集積計画総括表をつけております。今月は相対の再設定の契約が 1 件、3736 m ² です。38 頁が詳細になります。 申請番号 1、農地の所在地が△△×××番地の他、合計 3 筆、面積合計が 3736 m ² 、貸付人が△△府の〇〇〇さん、借受人が△△の〇〇〇さん、水稲作付、物納全体◇◇◇kg、令和 5 年 9 月 11 日から令和 9 年 12 月 31 日までの 4 年 3 ヶ月の契約です。以上です。
	議 長	その他、議案第 3 号についてご質問、ご意見がございますか。無いようで

		<p>すので議案第3号について妥当と認める方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手) 全員意見の無いことを確認した。</p>
議案第4号	議長	<p>議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画案の意見照会に対する回答について事務局をお願いします。</p>
	主事	<p>議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画案の意見照会に対する回答についてです。資料39頁からです。説明の前に資料の訂正があります。まず、39頁左上に議案第2号と記載しておりますが、議案第4号になります。42頁から62頁までの詳細についても議案第2号と記載しておりますが、議案第4号になります。40頁、41頁に利用集積等促進計画(案)総括表がありますが、重複となりますので、41頁を削除をお願いします。また、60頁の申請番号33 合計が記載漏れとなっております。計1筆、878㎡を追記お願いいたします。</p> <p>それでは40頁の総括表から説明させていただきます。今月は機構を通じた新規の契約が31件、機構を通じた再設定の契約が5件、賃貸借の利用権設定が53,255㎡、使用貸借の利用権設定が180,132.07㎡、合計233,387.07㎡です。また、転貸として合計11,034㎡となっております。</p> <p>申請番号1から新規の案件ではありますが、申請番号3まで借受人が株式会社□□□となりますので説明を省略させていただきます。契約期間は令和5年11月1日から令和14年3月31日までの8年5ヶ月の契約で、作付け、小作料についてはご確認をお願いします。</p> <p>申請番号4から申請番号16まで新規の案件ではありますが、借受人が□□□株式会社となりますので、説明を省略させていただきます。契約期間は令和5年11月1日から令和17年3月31日までの11年5ヶ月の契約で、水稻作付、使用貸借での契約になります。また、11番、13番についても借受人が株式会社□□□と記載しておりますが、□□□株式会社の間違いですので、訂正をお願いいたします。</p> <p>申請番号17、農地の所在地が△△×××番地の他、合計4筆、面積合計が3914㎡、貸付人が△△の○○○さん、鳥取県農業農村担い手育成機構を通じて借受人が一般社団法人□□□、水稻作付、水張反当◇◇◇円、令和5年11月1日から令和14年12月31日までの9年2ヶ月の契約です。こちらは先ほど、合意解約と所有権移転のあった農地となります。</p> <p>申請番号18から申請番号22までが機構を通じた再設定の案件となり、借受人が株式会社□□□で変更がありませんので、説明を省略させていただきます。</p> <p>申請番号23から34までが先ほど合意解約で説明をさせていただきました、△△地区の□□□株式会社が借り受けられる案件となります。説明は省略させていただきます。</p> <p>申請番号35、36は軽微な変更で説明しました、耕作者の変更で借受人が</p>

		<p>□□□株式会社となります。</p> <p>△△地区の契約終期を令和 17 年 3 月 31 日までに合わせてあります。また、使用貸借での契約となります。以上です。</p>
	議 長	<p>議案第 4 号についてご質問、ご意見がございますか。</p> <p>(9 番 福田職務代理 挙手) 9 番 福田職務代理。</p>
	福田職務代理	<p>これまで、借り受けられる事業主の事業規模等の経営状況がわかる資料があったと思いますが、今回付いていませんが。</p>
	主 事	<p>失礼します。付け忘れておりましたので、後ほど配布いたします。</p>
	議 長	<p>その他、議案第 4 号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので議案第 4 号について妥当と認める方の挙手を求めます。</p>
		<p>(全員挙手) 全員意見の無いことを確認した。</p>
議案第 5 号	議 長	<p>議案第 5 号 日南町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について事務局お願いします。</p>
	高橋事務局長	<p>議案第 5 号 日南町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更についてです。別紙資料をつけさせていただいております。議案の表紙はございませんが、日南町農業委員会会長様という文書で日南町から依頼を受けた文書を配布させていただいております。資料の内容について説明を省略させていただくところもありますが、資料 1 枚めくっていただき、概要版での説明をさせていただきます。日南町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正についてということで、令和 5 年 4 月に国が定めております、農業経営基盤促進法の一部改正が行われております。また、それに合わせて、県も見直しが行われております。日南町におきましても、上位法令に基づく改正ということで町長より依頼を受けています。この基盤強化促進法の具体的な数値等がありますが、令和 6 年度に食料・農業・農村基本法の改正が予定されていることから数値目標についてはそのままとしています。</p> <p>今回の改正のポイントとしてこれまでの「人・農地プラン」が「地域計画」として法定化されたことが大きな要因となります。法定化された地域計画により農業経営基盤強化促進法も一部改正されておりますので、町に定めております基本構想についても新たに盛り込んだ内容となっております。次に、農業を担うものの確保及び育成に関する事項を追記しております。こちら国が定めております、基盤強化促進法の改正の中で追記させていただいております。また、先ほど説明しました、数値等については現在の数値のままとしています。</p> <p>主な内容について、農業経営基盤の強化の促進に関する目標については変更ありません。次に裏面についてですが、農業経営の規模、生産方式等の目標数値についても変更ありません。次の見直しがかかるときに県の方針と合わせながら日南町も変更していきたいと考えております。細かい詳細については日南町農業経営強化の促進に関する基本的な構想（案）という</p>

		<p>ことで、赤字の部分が今回追記させていただきたい内容です。ご審議お願いいたします。以上です。</p>
	議 長	<p>議案第 5 号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので議案第 5 号について妥当と認める方の挙手を求めます。</p>
		<p>(全員挙手) 全員意見の無いことを確認した。</p>
	議 長	<p>別紙資料についての内容で、良いということで町に回答したいと思いません。</p>
協議第 1 号	議 長	<p>続いて協議事項に移ります。協議事項をお願いします。</p>
	主 事	<p>協議第 1 号 移動農地銀行の開催について別紙資料をご覧ください。毎年行っております、移動農地銀行は日南町独自で行っている事業です。役場に出向くことなく地元で手続きを行い、農家や農地所有者の負担軽減を図ることを目的としています。また、気軽に農地の相談ができることで農業委員会活動を理解してもらうことを目的としています。毎年 11 月中旬から下旬にかけて開催しており、今年度も同様の時期に開催し、今年度利用権設定の終期を迎える方を中心に更新の案内を行う予定です。</p> <p>日程等についても各地域半日程度を予定しており、地域振興センターを会場に開催予定です。11 月 15 日から 11 月 22 日までの地域振興センターの空き状況を記載しておりますので日程調整をさせていただきたいと思えます。よろしくをお願いします。</p>
	議 長	<p>協議第 1 号について説明がありました。</p> <p>今日日程が決められる地域は総会終了までに事務局に伝えてください。</p> <p>(事務局長 挙手) 事務局長。</p>
	高橋事務局長	<p>本日資料はつけておりませんが、標準農作業賃金について報告をさせていただきたいと思えます。標準農作業賃金について、昨年から年 1 回で皆様にご案内をさせていただいております。これまで春作業、秋作業と分けてご案内しておりましたので、お問い合わせをいただきました。今年につきまして、昨今の燃料費、資材、物価等の高騰などあり、農作業賃金の見直しはされないのかというご意見をいただいております。結論から申しますと、秋作業農作業賃金については現在公表しております単価により進めさせていただきたいと考えております。本来であれば燃料費も上がっておりますので、その分の作業委託にかかる費用の値上げが必要であると理解しておりますが、双方での協議をお願いしたい旨の表記をさせていただいております。すでに独自で単価を決められておられる経営体もおられます。今年度の秋作業については春に出している標準農作業賃金から変更なしということさせていただきたいと考えております。しかし、ここ数年単価の設定は変更しておらず、これだけ高騰が続くと厳しいのが現状です。担い手の方のご意見もいただいておりますので、来年公表予定の賃金について早めに調査を進めて、適正なという表現が正しいがわかりませんが、それに向けて協議をさせていただきたいと考えております。皆様のご意見を</p>

		頂けたらと思います。以上です。
	議 長	標準農作業賃金について事務局からの考え方が示されました。皆さんからのご意見をいただきたいと思います。 (6番 塩見農業委員 挙手) 6番 塩見農業委員。
	塩見農業委員	何年も変わっていないということなので、賃金が低い状態だと思っていますので、是非上げていただくように検討していただきたいと思っています。
	議 長	塩見農業委員より、上げたほうが良いという意見をいただきました。 (4番 嶋川農業委員 挙手) 4番 嶋川農業委員。
	嶋川農業委員	今年度の単価は既に公表していますので、今年度は各事業体で単価の了解を得るというやり方にしないといけないかなと思います。物価高騰等については国の政策もありますが、自治体独自に補助をしているところもあります。日南町としても是非そういった支援をしていただきたいと思っています。
	議 長	ありがとうございます。推進委員の皆さんからのご意見がありますでしょうか。 先程、嶋川農業委員から今年度の賃金は公表して、各事業体によっては双方で単価を決めておられるところもあるようです。農業委員会としては今年度の秋作業については春公表した賃金でお願いしたいと思っています。 来年度について、上げる方向で検討したいと思っています。 その他、ありますでしょうか。 (事務局長 挙手) 高橋事務局長。
	高橋事務局長	本日配布資料の日南町農業委員会視察研修について、以前の総会でもご案内させていただいておりますが、11月6日(月)に視察研修を計画させていただきました。出欠につきましては改めて伺いたいと思います。 次に、令和5年度産米概算金単価について総会議案と合わせて配布させていただいておりますが、鳥取西部農業協同組合が今年度の概算金単価について公表されました。昨年と比較しますと約14~15%上がりました。しかしながら、支出も大きくなっておりますので、経営体の利益としてはまだまだ上がってこないのではないかと思います。 最後に農業委員の欠員補充の件について、現在1名欠員となっており、8月総会後から本日まで募集を行っているところです。本日締め切りとしまして、候補者の届け出、推薦等がございましたら、評価委員会で審査をさせていただきます。議会の同意をいただいて、正式に町長より任命させていただく流れとなります。現在届け出が1件あります。先ほど説明しましたスケジュールで進めさせていただき、10月1日付での任命を予定しております。以上です。
	議 長	皆さんから協議事項がありますでしょうか。無いようですので次に移ります。
その他	議 長	その他事務局お願いします。

主 事	次回総会は、令和5年10月6日（金）午前9時から開会予定です。
議 長	<p>次回総会后、午後から日野郡農業委員会研修会及び交流会を予定しております。よろしくお願ひします。</p> <p>クールビズは9月までということでもいいでしょうか。研修会の日程について今回現地視察を予定しておりますので。</p>
高橋事務局長	9月末までとしておりますが、ここ数年延長しておりますので、延びるかもしれません。研修会の案内について前回の総会で案内を配布させていただいており、現地視察を予定しております。服装については3町合わせていただくように案内をさせていただきたいと思ひます。
議 長	<p>その他、皆さんからありますでしょうか。</p> <p>（丸山農地最適化推進委員 挙手）丸山農地最適化推進委員。</p>
丸山推進委員	農地をどのように管理してくかという大きなテーマがあり、農業委員として日々活動しているわけですが、来年度中山間制度の第5期が終了します。この時期に農地をどうしようかという話題になります。第6期に向けて畑地化促進計画、水張ルールといったものが判断材料になっているところです。農家の皆さんに曖昧なことは言えないと思ひますが、事務局にお願いですが、農業委員会総会で分かっている範囲のことでもいいので、教えていただきたい。農事実行組合でしっかりやらないといけません、毎年担当者が変わってしまい、農業委員、推進委員に問い合わせがありますので、農業委員会で教えていただきたいと思ひます。
高橋事務局長	<p>丸山農地最適化推進委員からの情報提供の件についてですが、年度当初にも農業に関する情勢、制度の内容についても農林課農政室長に説明をさせていただきました。農林課の担当にも確認しておりますが、なかなか明確な回答がいただけないという状況です。情報提供ができていないことについて大変申し訳なく思ひしております。情報が入りましたら、情報提供させていただきたいと思ひます。ご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>また、農地に関しては中山間直接支払制度、多面的機能支払制度を使って農地の維持管理を行っているところです。中山間直接支払制度は来年度令和6年度までとなります。その段階で、これまで頑張ってきたが、維持管理することが難しいという声はたくさん聴きます。具体的にそういった土地をどうするのか、今後の地域計画の策定にもつながりますので、農林課の業務と並行しながら進めるべきと考えております。引き続き、情報提供等させていただきたいと思ひしておりますので、ご協力お願いいたします。</p>
議 長	<p>その他、皆さんからありますでしょうか。</p> <p>（4番 嶋川農業委員 挙手）4番 嶋川農業委員。</p>
嶋川農業委員	中山間、多面的の制度について1年違いで更新になっています。来年度の多面的の更新の場合、中山間の面積で多面的の試算をします、来年のうちには次の第6期にどうするか決めておかないといけません。今年の秋には方針が出ないと難しくなると思ひます。機構を通じた契約もだんだん増えてきて、来年がピークになるかもしれません。日南町として

		農地の維持ができるかどうかということも考えていけないと思います。
	議長	総会の際に農林課からの情報提供を再度お願いできればと思いますが、いかがでしょうか。
	高橋事務局長	農政全般の動きや方針について説明をさせていただくように調整させていただきます。
閉会	議長	皆さんからその他ありますでしょうか。無いようですので、以上を持ちまして令和5年度第6回 日南町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れさまでした。

上記、会議の次第を記録して、その相違ない事を証明するため署名する。

令和5年 月 日

日南町農業委員会 会長

日南町農業委員会 委員

日南町農業委員会 委員